

国民健康保険税条例の一部改正について(令和7年4月1日施行)

地方税法施行令の一部改正に伴い、法定限度額及び低所得者に係る軽減判定基準が見直されたことから、国の基準に併せて下記のとおり改正しました。

◆課税限度額の改正

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	66万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	106万円	109万円

◆軽減判定基準の見直し

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(30.5万円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(56万円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。

お問い合わせ先:住民生活課 税務住民係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

木造住宅耐震診断、耐震改修補助制度をご活用ください

町では、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」と、耐震診断の結果、補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対する補助制度を設けています。

※「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金」と併用できます。

●補助対象住宅

診 断 昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

改 修 耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

●補助対象者

診 断 補助対象住宅を所有または賃借していて、その住宅に居住する方

改 修 補助対象住宅を所有する方

●補助金額

診 断 費用額の2分の1以内(限度額10万円)

改 修 費用額の2分の1以内(限度額100万円)

※上記いずれの補助金額も、高齢者及び障がい者世帯は3分の2以内

※共同住宅は、3分の1と独立して住居用途に供する部分の数に、20万円を乗じて得た額のいずれか低い額(限度額100万円)

お問い合わせ先:総務企画課 総務係 電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811